

九州大学跡地処分統括室規程

平成29年度九大規程第105号
制 定：平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条第3項の規定に基づき、跡地処分統括室（以下「統括室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(部門)

第2条 統括室に、次に掲げる部門を置く。

跡地利活用部門

土壌汚染等対策部門

(業務)

第3条 統括室は、跡地処分に関する業務を統括し、戦略的な土地処分及び処分に伴うリスクマネジメントに係る企画・立案等を行う。

(組織)

第4条 統括室は、室長、室員及び研究・開発チーム教員（以下「チーム教員」という。）をもって構成する。

(室長)

第5条 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、統括室の業務を掌理する。

(部門長)

第6条 第2条の各部門に部門長を置き、室員又はチーム教員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

(室員)

第7条 室員は、事務職員若干人をもって充てる。

2 室員に、学内外の学識経験者のうちから、総長が指名する者を加えることができる。

3 室員は、室長の命を受け、統括室の業務を処理する。

(チーム教員)

第8条 チーム教員は、リスクマネジメントに関連する専門的知識を有する教員のうちから総長が指名する。

2 チーム教員は、室長の命を受け、跡地処分に係る各種リスクマネジメントに関する業務の企画・立案等を行う。

(検討委員会)

第9条 統括室に、土壌汚染対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 統括室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、統合移転推進部統合移転推進課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、統括室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。